

令和3年度 福岡地方最低賃金審議会 第4回 福岡県最低賃金専門部会

- 1 開催日時：令和3年8月5日
9:00～10:47
- 2 開催場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室
福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号
- 3 出席者：公益代表委員 3名
労働者代表委員 2名
使用者代表委員 3名
- 4 議題：福岡県最低賃金額の改定について
- 5 議事要旨：（議題について）

労働者側代表委員からは、中賃で示された28円の日安額に加え、地域格差を是正するためのプラスアルファの引上げを求める、との意思が改めて表明された。

使用者側代表委員からは、コロナ禍の影響を受ける中での、賃金支払い能力を顧みない強制的な最賃額引上げは容認しがたい、現行で優先されるべきは雇用の維持であり、最賃額を上げる状況にはなく、据え置きとの意思が改めて表明された。

これら労使双方の主張を踏まえて、公益委員が最終的な意見調整を行ったものの、意見の一致を得ることができなかつたため、公益委員が公益委員案(時間額870円、引上げ額28円)を提示した。

提示にあたって、①今年度の中賃において、地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があるとして、ランクの別を設けない日安額28円が示されるとともに、地賃に対し当該日安を十分に参酌することを強く期待するとしていることに加えて、公益委員見解で示された6点を総合的に勘案することについて、公益委員として賛同すること、②福岡県下における法人企業統計での企業利益に産業全体の回復が見られ、雇用失業情勢について、コロナの影響を受ける以前からの水準の範囲内にあること、③全国加重平均最低賃金と福岡県最低賃金額との格差を縮小することは喫緊の課題であること、④非正規雇用労働者の処遇改善を図るための最低賃金の引上げは社会的な要請となっていること、⑤最低賃金の三要素は総合的に勘案しつつ決すべきであること等の内容が補足説明され、そのうえで、当該公益委員案に基づく採決が行われ、その結果、賛成が過半数を占め、公益委員案の内容で決議がなされた。

また、新型コロナウイルスの感染症の拡大による厳しい状況下で、中小・小規模事業者が事業を継続し、雇用の維持・確保を図り、地方最低賃金審議会における審議の活性化を図るための、政府等に向けた諸対策を求める付帯決議が全会一致で決議されるとともに、今年度については、部会報告に労使双方の意見を付した書面が添付されることとなった。